感染症の予防及びまん延の防止のための指針

神河町地域包括支援センター

1. 基本的な考え方

神河町地域包括支援センター(以下、「事業所」という。)は、感染症の予防及びまん延の 防止の指針を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備し、利用者・家族及び職員の安全 を確保するための対策を実施するものとする。

2. 注意すべき主な感染症

事業所が予め対応策を検討しておくべき主な感染症は以下のとおり。

- (1) 利用者及び職員にも感染が起こり、媒介者となりうる感染症 集団感染を起こす可能性がある感染症で、インフルエンザ、新型コロナウイルス、 感染症胃腸炎 (ノロウイルス感染症、腸管出血性大腸菌感染症等)、疥癬、結核等
- (2) 感染抵抗性の低下した人に発生しやすい感染症 メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症 (MRSA 感染症)、緑膿菌感染症等
- (3) 血液、体液を介して感染する感染症 肝炎(B型肝炎、C型肝炎)等

3. 感染症発生時の具体的対応

感染症が発生した場合、事業所は利用者等の生命や身体に重大な影響を生じさせないよう、利用者等の保護及び安全の確保等を最優先とし、迅速に次に掲げる措置を講じる。

- (1) 発生状況の把握
- (2) 感染拡大の防止
- (3) 医療措置
- (4) 町への報告
- (5) 保健所及び医療機関との連携

4. 感染症対策委員会の設置

事業所内での感染症の発生を未然に防止するとともに、発生時における利用者及び家族 等への適切な対応を行うため、感染症対策委員会(以下、「委員会」という。)を設置し、 次の事項について検討する。その際、委員会で得た結果については職員に周知徹底を図る ものとする。

(1) 感染症対策委員会での検討内容

- イ 事業所内感染対策の立案
- ロ 指針・マニュアル等の整備・更新
- ハ 利用者及び職員の健康状態の把握
- ニ 感染症発生時の措置(対応・報告)
- ホ 研修・教育計画の策定及び実施
- へ 感染症対策実施状況の把握及び評価
- (2) 感染症対策委員会の委員構成

事業所職員(保健師・主任介護支援専門員・社会福祉士等)で構成する。なお、 感染症対策委員会の委員長は管理者が務め、感染対策担当者は保健師が務める。

(3) 開催頻度

おおむね6か月に1回及び感染症発生の都度開催する。

5. 感染症の予防及びまん延の防止のための職員研修及び訓練について

職員に対し、感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及し、衛生管理の徹底や衛生的なケアの励行を行うことを目的に研修並びに訓練を各年1回以上実施し、新規採用時には必ず実施する。また、研修の実施内について記録する。

6. 平時の対策

「介護現場における感染対策の手引き」に沿って、感染症の予防及びまん延の防止に努め、次に掲げる事項を常時実施する。

(1)環境の整備

事業所内の環境を清潔に保つとともに、適切な換気を行う。

(2) 職員の手洗い・手指消毒

液体石けんと流水による手洗いと、エタノール含有消毒液による手指消毒を適切 に実施する。

(3) 嘔吐物・排泄物の処理

利用者の嘔吐物・排泄物を処理する際には、手袋やマスク、ビニールエプロン等を着用し、汚染場所及びその周囲を消毒する。処理後は十分な液体せっけんと流水により手洗いを実施する。

(3) 血液等の体液の処理

血液等の汚染物が付着している場合は、手袋を着用し、消毒液を用いて消毒する。

(4) 利用者及び職員の健康観察

発熱、咳・痰・のどの痛み、嘔吐・下痢、発疹等の症状がみられた場合は感染症

の可能性も考慮して対応する。

(5) 感染症の流行の把握

地域でどのような感染症が流行しているかの把握を行い、必要な感染症予防対策を実施する。

7. 発生時の対応

- (1) 事業所内で感染症が発生した場合は、感染対策担当者は発生状況の把握、保健所へ 連絡を行うとともに、消毒や感染経路の遮断に努める。感染対策委員会を開催し、全 職員にその内容及び対応について周知する。
- (2) 管理者は、速やかに町へ報告し、町・保健所からの指示に従い、感染対策委員会で 感染拡大の防止を協議し、全職員に周知し実施する。
- (3) 必要時は、サービス事業所や関係機関と情報共有や連携し、まん延しないように努めるとともに、外部へ情報発信する場合や事業所として公表する場合は、個人情報の取り扱いに十分配慮する。

8. 指針の公表

本指針は常時閲覧可能とし、事業所内に備え付けるほか、ホームページにも掲載する。

附則

本指針は令和6年4月1日より施行する。